

公告内の表中 16 - (15) (各施設上限額を超過した際の入札無効) について

表題の箇所については、以下のとおりです。

- ・入札に際して、「各施設上限額」が設定されています。
- ・内訳書における「各施設毎の賃貸借金額」が市で設定した「各施設上限額」を超過した場合、その入札は無効とします。
- ・入札額が予定価格内の場合でも、上記に該当する入札は無効であるため、落札者を決定するための入札額の比較の対象とはなりません。
- ・市で設定した「各施設上限額」については、開札結果と併せて事後公表します。
- ・入札額は、税抜き金額を記入してください。

<参考>

入 札 額 の 内 訳				
	費 目	数量単位	金額 (円)	
各施設毎の賃貸借金額	秩父市歴史文化伝承館	120ヶ月	〇〇〇〇円	左欄は必ず記入
	影森グラウンド	120ヶ月	△△△△円	左欄は必ず記入
	花の木保育所	120ヶ月	□□□□円	左欄は必ず記入
	中村児童館	120ヶ月	◇◇◇◇円	左欄は必ず記入
	道の駅大滝温泉	120ヶ月	××××円	左欄は必ず記入
入札額(税抜き)			〇△□◇×円	左欄は必ず記入

「各施設上限額」の超過の判定は赤枠内の金額にて行います。
これを、全施設について判定します。